

佐賀県優良認定マークの使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県から優良認定された産業廃棄物処理業者が使用できるマーク（以下「優良認定マーク」という。）の使用許諾等について、必要な事項を定めるものとする。

(優良認定マークの制定)

第2条 優良認定マークを次のように定める。

Aタイプ/size:142×142mm



Bタイプ/size:580×237mm 25%縮小



Cタイプ/size:490×175mm 25%縮小



- 2 優良認定マークの著作権は県が保有するものとし、県の機関以外の者が優良認定マークを使用しようとする場合は、本要領の規定による使用許諾を受けなければならない。

(使用許諾)

第3条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第10条の4の2（規則第10条の16の2の規定により準用する場合を含む。）に規定する基準に適合すると知事に認められた者（以下「優良認定産業廃棄物処理業者」という。）は、様式第1号により優良認定マークの使用許諾を県に申請することができる。

- 2 前項の申請には、県が定める書類を添付しなければならない。
- 3 県は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、優良認定マークの使用を許諾するものとする。
- 4 前項の使用許諾を受けた者は、次の各号を順守しなければならない。
 - (1) 優良認定マークは、県から優良認定された産業廃棄物処理業に係る事業の用に供する事務所及び施設等への掲出並びにホームページ及び社員の名刺等への表示に限り使用できるものとする。

- (2) 優良認定マークを使用して作成した社員の名刺等は、自らが優良認定産業廃棄物処理業者であることのPR等の目的にのみ使用すること。

(物品頒布のためにする使用許諾)

第4条 優良認定産業廃棄物処理業者の利用に供する目的をもって、ステッカー等の物品頒布を行おうとする者は、様式第2号により物品頒布のための優良認定マークの使用許諾を県に申請しなければならない。

- 2 前項の申請には、県が定める書類を添付しなければならない。
- 3 県は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、物品頒布のための優良認定マーク使用を許諾するものとする。
- 4 前項の物品頒布のための使用許諾を受けた者は、次の各号を順守しなければならない。
 - (1) 物品頒布に当たっては、優良認定産業廃棄物処理業者であるかを許可証で確認する等し、優良認定産業廃棄物処理業者以外への頒布を行わないこと。
 - (2) 物品頒布の際は、台帳等を整備し、頒布した日付、頒布した相手先、頒布した数量を記録し、保存する体制をとっていること。
 - (3) 物品頒布を受けた優良認定産業廃棄物処理業者が、前条第4項各号を順守することを確保するための相当の措置を講じていることを適宜確認すること。
- 5 第3項の規定により物品頒布のための使用許諾を受けた者は、当該物品頒布を行っていることを周知するために必要な範囲において、優良認定マークをチラシ及びホームページその他の手段において使用することができる。この場合において第三者が不当に優良認定マークを使用することができないよう、必要な配慮を講じなければならない。

(使用許諾料)

第5条 前2条の規定による優良認定マークの使用許諾料は、無料とする。

(許諾の取消し)

第6条 県は、第3条第3項の規定による使用許諾を受けた者が次の各号に該当するときは、当該使用許諾を取り消すものとする。

- (1) 優良認定の更新がされなかったとき
 - (2) 第3条第4項各号を順守しないとき
 - (3) 第7条の規定により県が実施する実地調査を、正当な理由なく忌避したとき
- 2 県は、第4条第3項の規定による物品頒布のための使用許諾を受けた者が前項第3号又は次の各号に該当するときは、当該使用許諾を取り消すものとする。
- (1) 第4条第4項各号を順守しないとき
 - (2) 物品頒布を受けた優良認定産廃処理業者が前項各号に該当するに至ったことを知ったにもかかわらず、頒布した物品の回収等、必要な措置を講じなかったとき

(実地調査)

第7条 県は、本要領の実施に必要な限度において、第3条第3項及び第4条第3項の規定により許諾を得た者並びに第4条第3項の規定により許諾を得た者から物品頒布を受けた者の事業場に立入り、実地に調査することができる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、優良認定マークの使用許諾等について必要な事項は、別に循環型社会推進課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年8月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年9月15日から施行する。

佐賀県優良認定マーク物品頒布のためにする使用許諾申請書

令和 年 月 日

佐賀県循環型社会推進課長 様

(申請者)

住所

法人名称

代表者職氏名

印

佐賀県優良認定マークの使用に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり許諾を申請します。

なお、許諾を得たうへは、要領に定められた各規定を順守するとともに、要領第6条第2項各号の規定に該当する場合は、速やかに優良認定マークを使用した物品の新たな頒布を中止し、その旨を報告することを誓約します。

記

1. 使用を予定する媒体（該当するものに○印を付す）
車両用のステッカー、事業所への掲出のための印刷物、
施設等への掲出のための印刷物、その他（ ）
2. 頒布先が優良認定産廃処理業者であることの確認方法
3. 頒布先の優良認定産廃処理業者による要領順守を確保するために講じた措置
4. 頒布予定価格等

※添付書類

使用を予定する媒体の見本

頒布台帳の様式見本

(頒布申込書等)